

政府C I Oの設置に向けた考え方  
—企業におけるI T経営革新の経験から—

2012年8月6日

一般社団法人 日本経済団体連合会  
電子行政推進委員会  
電子行政推進部会

概要

**I. 政府C I Oを設置し、中長期で一貫した電子行政の推進を**

1. 国家の競争力強化の原動力としての電子行政
2. 中長期での横断的専任統括責任者の必要性

全府省庁に対し、明確かつ迅速な決定と責任の下、統率、調整の役割を担う存在が必要。しかしながら、現状において政府C I Oの設置は決定されたが、具体的な権限が法的に位置づけられていないため、関係府省庁に対する影響力は極めて限定的。一日も早く法的に位置づけるべき。

**II. I Tを活用した業務・組織変革を実現した民間の経験から**

1. 業務改革と一体化した電子化の必要性

行政業務の簡素化・標準化、規制・慣行の見直しを念頭に置き、電子化を通じ、既存の業務プロセスや行政手続きの見直しに取り組むことが重要。

2. 全体最適システムに向けた踏み出しを

各府省庁別々に整備・運用している情報システムについて、地方公共団体との連携を視野に入れながら、可能なものから順次統合・集約化を図るべき。

3. 政府C I Oがリーダーシップを持つ重要性

行政機関においては、組織改編が容易ではないこと、効率化に向けた業務の見直しに際し法律・制度の改正が必要となる場合も考えられることから、政府C I Oの権限を裏付ける法制度の整備が重要。

**III. 政府C I Oのあり方**

経団連の考える政府C I Oとは、地方公共団体との密接な連携を視野に入れながら国民目線で改革を行う「行政C I O」と呼ぶべき存在。

1. 政府C I Oの役割

- (1) 成長戦略や社会保障・税の一体改革等、国家的課題に取り組むうえで効果的なI Tの活用を進める役割と責務を担う。
- (2) 行政業務の標準化・共通化を進める責任を持ち、専任で職務に臨む。  
P D C Aを回すためには、4～5年程度の中長期で任務を果たすことが不可欠。

- (3) 国民、企業が目線から、ITを活用した、国・地方を通じた行政の効率化やいわゆる「オープンデータ」を推進する。

## 2. 政府CIOに実効性を持たせるために不可欠の権限

### (1) 業務改革への関与

内閣総理大臣直轄で、行政業務の見直しに関する必要な法改正への関与、調整を行う権限、業務効率化に関する指示・勧告権限を持つべき。

### (2) 予算管理

IT投資管理のPDCAサイクルの全体統括をつとめ、投資管理評価権限、予算執行権限も持つべき。

### (3) 担当大臣との密接な連携

ITをツールとしたBPR(Business Process Re-engineering)に取り組むためには、国家戦略担当大臣、行政改革担当大臣、財務大臣、総務大臣との密接な連携が不可欠。

## 3. 取り組むべき課題

### (1) すぐに取り組むべきこと

- ① 政府情報システム刷新プロジェクトの統括
- ② 各府省庁CIO、CIO補佐官の統括
- ③ 地方公共団体等とのデータ連携に係る検討開始、地方公共団体間のシステム標準化・共通化等へのサポート
- ④ 「電子行政オープンデータ戦略」の推進

### (2) 中期的に取り組むこと

- ① 府省庁ITプロジェクトのPDCAの統括(IT投資評価、予算執行権限等)
- ② 政府情報システムに携わる人員再配置等の検討

### (3) 長期的に達成すべきこと

- ① 行政の透明化の実現による国民の政府に対する信頼の向上
- ② 将来のCIO人材の育成

## IV. 政府CIOをサポートする専任事務局(補佐官組織)の設置

政府CIOを支える数十名規模の専任事務局(補佐官組織)を設置すべき。スタッフとして、以下のような経験を持つ人材が、中長期的に務めることが考えられる。

- 1. 民間でのBPR実務経験者、大型プロジェクトのマネジメント経験者
- 2. 各府省庁の業務を知る者(CIO、CIO補佐官と緊密に連携)
- 3. 地方公共団体の業務を知る者
- 4. システム技術の動向を知る者
- 5. 監査法人の業務を知る者

## **V. 政府CIOのもと、国民が成果を実感できる電子行政を目指す**

政府CIOの設置は、国・地方・民間・国民をあげた、日本の潜在成長力を引き出す新しい基盤としての電子行政実現に向けた再出発点であり、その成否は今後の取り組み次第。政府CIOのもと、国民が電子行政推進の成果を実感できるよう不断の努力を続けながら、着実に歩み続けることが重要。

## **VI. 政府CIO法案が成立・施行されるまでの政府CIOの業務と権限について**

政府CIOは、当面、次の業務に取り組むうえで、関係府省庁への統率力・調整力を持つべき。

1. 政府共通プラットフォームへの統合・集約化
2. 府省共通システムの導入推進
3. 経常コストの低減・適正化
4. 重複業務等における業務改革の推進
5. 概算要求及び執行に係る各府省庁CIO、財務省との調整
6. 上記に関する報告義務

以上